

〔研究ノート〕

尾張徳川家の奥女中

——十二代藩主斉荘御簾中・貞慎院と御付女中を中心に——

はじめに

- 一 奥女中の職制と人数
- 二 貞慎院の引移りと御付女中の変遷
 - (一) 貞慎院の尾張徳川家における立場
 - (二) 御付女中の変遷
- 三 幕末から明治初年にかけての貞慎院付女中
 - (一) 幕末期の貞慎院付女中
 - ① 参勤交代制度緩和による移住
 - ② 参勤交代制の復活による暇と異動
 - ③ 江戸屋敷の引き払いと女中の暇
 - (二) 明治初年の貞慎院付女中
 - ① 宛行半減の施行
 - ② 新御殿の人員削減による人減
 - ③ 明治三年の女中改革
 - ④ 貞慎院死去による「女中御片付」

尾張徳川家の奥女中

おわりに

はじめに

江戸城大奥や幕府女中の研究に比べ、個別の大名家の奥向を対象とした研究事例はまだ数少ない。その上、論文により着眼点が様々である。柳谷慶子氏は仙台藩伊達家⁽¹⁾について、「御奥方格式」を基に女中の職制の分析を行い、江戸上屋敷と国許の奥向との相違を指摘している。長野ひろ子氏は幕末維新期の奥女中のリストラ⁽²⁾について御三卿一橋家の事例から解明を試みている。筆者は山形藩水野家⁽³⁾について「奥女中奉公細帳」⁽⁴⁾から女中の経歴と出世の分析をし、加えて幕末期の奥向史料の紹介⁽⁵⁾をした。

三田村鳶魚も述べているように⁽⁶⁾、大名家の奥向や奥女中の制度は、類似することはあっても諸家により千差万別である。徳川林政史研究所には、尾張徳川家の奥女中についての史料が数多く残されているが、本稿では貞慎院付女中に関する史料【表1】を基に、次の二点に重点を置き分析した。

畑 尚子

【表1】 今回参考とした徳川林政史研究所蔵 女中関係史料

| | 標 題 | 年 代 | 所蔵番号 | 冊 |
|----|---|------------|-----------|---|
| 1 | 御本殿女中惣帳 | | 尾1-96 | 1 |
| 2 | 柏御殿御附女中惣帳 | | 尾1-97 | 1 |
| 3 | 御子様方女中惣帳 | | 尾1-98 | 1 |
| 4 | 女中名前帳 | 慶応4年3月 | 尾1-99 | 1 |
| 5 | 女中名寄(帳) | | 尾1-100 | 1 |
| 7 | (慶応三年)御本殿女中初御入数御暇ニ付御手当被下方 玄同様并御簾中様御附女中御暇ニ付御手当被下方 明治 二巳年御一新御人減ニ付御手当被下方一巻 | 慶応3年 | 尾1-103 | 1 |
| 8 | 江戸表女中御人減ニ付取調書類 | 慶応年間 | 尾1-104 | 1 |
| 9 | 御中居以下進退自筆留 | 文政12年~慶応3年 | 尾1-109 | 1 |
| 10 | 女中内密留 | 文久3年 | 尾1-66 | 1 |
| 11 | 女中内密留 | 慶応3年 | 尾5-384 | 2 |
| 12 | 京都江為御差登女中書類とじ一巻 | | 尾1-110 | 1 |
| 13 | 東京江御差下女中一巻 | 明治2年 | 尾1-111 | 1 |
| 14 | 女中御改革調 | 明治3年 | 尾1-398 | 2 |
| 15 | 女中取扱留 | 慶応4年 | 尾5-385 | 1 |
| 16 | 女中向御宛行半減調 | | 尾1-314 | 1 |
| 17 | 柏御殿日記 | 嘉永5年1月~12月 | 尾1-165 | 4 |
| 18 | 貞慎院様御墓誌 | 明治5年 | 尾4-249 | 1 |
| 19 | 貞慎院様御逝去一巻 | 明治5年 | 尾4-275 | 1 |
| 20 | 貞慎院様釧姫様御参府取扱留 | 元治元年 | 尾1-430 | 1 |
| 21 | 東御屋舖御暇女中下宿留 | 明治4年 | 尾5-381 | 1 |
| 22 | 貞慎院様御登以来別段御入用留 | 慶応4年~明治3年 | 尾1-311 | 1 |
| 23 | 女中分限帳 | 文久3年 | 旧蓬左147-89 | 1 |

一つは、長野氏と同様に幕末から明治にかけての奥女中の人員削減について、もう一つは引移りの問題についてである。家を替わるときや、婚姻や養子などで他家に入るときに引移りという言葉を用いる。主の引移りに従い御付女中も引き移る。大名家の奥向が江戸城大奥より複雑なのは、引移りの問題に起因する。大名家の奥向を分析するに当たり、いつの時代、誰付か、江戸か国許かなどを見極めないと、特殊な事例を普遍的なものとして捉えてきたが、婚家と実家など複数の大名家間に視点を広げて考察する必要がある。

さて、本稿では比較的データが整っている「柏御殿御附女中惣帳」以下「柏惣帳」と略すを基本史料として用いた。柏御殿は二代藩主斉荘の御簾中・猶姫(友子・貞慎院)の住まいで、この史料から貞慎院付女中の概要を知ることができる。一人ひとりの女中について、その宿許、諸手当額、奉公から暇までの経歴が短冊状の紙に記されている。山形藩水野家の「奥女中奉公細帳」と同類の史料である。

猶姫は文化四年(一八〇七)二月二日、田安斉匡と閑院宮裕宮とのあいだに生まれた。文政九年(一八二六)二月、田安家は一代将軍家斉の第一二子斉荘を猶姫の婿養子に迎える。父斉匡は家斉の弟であるから、従兄弟同士の間となる。天保一〇年(一八三九)五月、斉荘の尾張家相続に伴い、猶姫も田安邸より尾張家の市谷上屋敷に引き移る。弘化二年(一八四一)七月、斉荘の死去により、薙髪し貞慎院以下、貞慎院の名称を用いると号する。明治五年(一八七二)二月二日、名古屋にて死去する。

本稿では、引移りの天保一〇年から死去の明治五年まで、三三年間の貞慎院の動向と御付女中の変遷を考察することにより、尾張徳川家奥女中の

基本的構成やその特徴について明らかにする。

一 奥女中の職制と人数

最初に尾張家奥女中の職制と人数について概略を押さえておこう。大名家の奥女中の職制は拙著『江戸奥女中物語』⁽⁸⁾で述べたように二つに大別できる。一つは幕府女中の職制に近いもので、徳川宗家と婚姻関係のある家で多く見られる。もう一つは老女・中老・御側・御次・御末などに若干の職制が加わった単純なものである。

尾張家では、二代光友の正室に三代將軍家光の娘千代姫を迎えて以来、徳川宗家及び御三卿から多く正室を迎えているが、御三家の筆頭である尾張家の場合、奥女中の職制も婚姻に関わらず、江戸城大奥の制度を模倣したとも考えられる。

奥女中の人数は、嘉永二年(一八四九)八月二八日に次のように触れられ

【表2】 嘉永2年8月28日 職制と人数

| | 御本殿(慶勝) | 貞慎院 | 御簾中(矩姫) | 利姫 | 釧姫 |
|----------------|---------|-----|---------|----|----|
| 上臈/老女 | 5 | 4 | 4 | | |
| 若年寄 | 6 | 3 | 3 | | |
| 御抱守 | | | | 2 | 2 |
| 中臈頭 | | 1 | 1 | | |
| 中臈/御側 詰/御小性 | 4 | 7 | 7 | 5 | 3 |
| 御錠口 | 3 | | | | |
| 表使 | 5 | 1 | 1 | | |
| 御右筆 | 5 | 1 | 1 | | |
| 御次 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| 呉服之間 | | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 御三之間 | 6 | 5 | 5 | 3 | 2 |
| 御中居頭 | 1 | 1 | 1 | | |
| 火之番 | 5 | | | | |
| 御中居 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| 御使番 | 12 | 3 | 3 | | |
| 御茶之間 | 4 | 4 | 4 | 2 | 1 |
| 御半下 | 9 | 8 | 8 | 1 | 1 |
| 計 | 72 | 47 | 47 | 19 | 13 |

「御本殿女中惣帳」より作成。

なお、御小性は貞慎院と御簾中のみあり、他に老女格・若年寄格・表使格がある。

たことから判明する。

御本殿女中人数 源明様御代江被復七拾貳人ニ被相極、貞慎院様・御簾中様御附女中之儀者 聖聡院様御附女中人数ニ被准、利姫様・釧姫様女中之儀茂 琴姫様女中人数之目当を以て差略相減夫々左之通被相極候⁽⁹⁾(後略)

史料にはこの後に、それぞれの主に附属する女中の人数が職制ごとに記載されているが、それを簡潔にしたのが【表2】である。総数は藩主慶勝付七十二人、御簾中矩姫付四十七人、貞慎院付四十七人、利姫付一九人、釧姫付三人である。

御本殿(藩主付)は九代宗睦(源明)の時に定められた数に復し七十二人に、貞慎院付・御簾中付は聖聡院(従姫)付女中数に準じ、姫君付は琴姫・維心院付を目安とし、それぞれ削減されたことがわかる。このことは、斉朝以降女中の数が増加していたことを意味する。

安政三年(一八五六)三月九日には人数はさらに削減され、本殿付六十二人、御簾中付四〇人とされた。しかし、この人数では仕事に差し支えがあると老女より申し立てがあったのを受け、慶勝から茂徳への代替りの翌年、安政六年二月一六日に本殿付六十六人、御簾中付四十二人に増加した。また、安政五年一〇月に、慶勝が戸山下屋敷に隠居した際の数は、慶勝付二十七人、矩姫(慶勝夫人)付三一人である。前藩主の御簾中付は矩姫の例より三一人であることを考慮すると、貞慎院が隠居後も御簾中と同数を割り当てられていたことは、特別の待遇であるといえる。

利姫と釧姫で数が異なるが、これは子女が成長するに連れ御付女中の数が増えることによる。誕生したばかりの子女付女中の数は「御子様方女中惣帳」に記載されている。

御誕生様御附女中極人数

御抱守 壹人

同並 壹人

御次 貳人

御三之間式人

御乳持 貳人

〆八人

御抱守は子女の養育係で、尾張家では表使格に当たる。

姫君の場合は紐解¹⁰の儀式が済むと中臈三人が付けられ、御乳持が用済みとなる。文久三年（一八六三）、豊姫の場合は前年の道姫の例に倣い、御抱守八重野と同並りせが表使格に、御次るさ・みか、新規採用の乙女の三人が中臈に、御三之間つてが御次に、くわが御三之間に召し出され、御付御次で乳を上げていたながお役ご免となり、永の暇を下された¹¹。

次に、「柏惣帳」に頻出する御城使と御雇について若干説明を加えておこう。御城使とは江戸城大奥との奥向外交を担当する者で、上臈・老女より任命された。御城使を勤めている間、合力金三〇両がプラスされた。大奥との交渉は贈答など金銭的負担が多いので、自分の裁量で使えるよう支給されたと考えられる。

貞慎院付若年寄嶋浦は慶応元年（一八六五）、老女に昇進し合わせて御城使勤務も仰せつかった。

一慶応元元年十一月四日 貞慎院様老女被仰付、御切米三十石御扶持

五人分ニ被成下候、御城使相勤候様ニとの御事候

一同日御城使相勤候付、御合力金三十両ニ被成下、其外渡り物並之通

被下候¹²

御城使を勤めるかどうかによって、暇後の扶持額が違ふことや、御城使

が本殿と御簾中付にあり、御方々（子女）付にはない役職であることが「表3」よりわかる。隠居した御簾中である貞慎院の御付老女が御城使に任命されるということは、貞慎院が尾張家の奥向で重要な存在であり、江戸城大奥とのパイプ役であったことの立証となる。また、尾張家では御使番が御城使附添を勤め、勤務中は二両二分が加増された。

昇進や病気による御城使の交代は幕府にも届けられた。幕府の記録である「女中帳」¹³の文化二年（一八〇五）の記載に次のようである。

尾張中将様附

年寄

葉山

只今迄三人之所内老人病身ニ而相成候ニ付、増人御年寄葉山与申者身元儲成者ニ付、御城使ニ差出遊し度御願ニ御座候、弥御差出候様御差図可申哉伺申候、以上

七月

瀬川

これは、將軍付御年寄瀬川より留守居に提出した書付である。御城使はしばしば江戸城に登城することから、身元の確認が行われたことがわかる。御雇という用語を尾張家では、正規採用でない臨時雇いの意味で用いている。ゆき（表7）に名前ありは慶応四年（一八六八）三月七日、「貞慎院様御三之間当分御雇」となり、四月二八日正式に貞慎院御三之間に召し出され、切米六石と扶持一人半を支給されることが告げられた。尾張家がこの御雇制度を多用するのが明治以降の人減らしの際である。ゆきは明治三年（一八七〇）十一月二十七日「御厳儉ニ付、御暇被下置候、右ニ付今般限為御手当金三十兩被下置候、当分御雇ニ而可相勤旨」（柏惣帳）を申し渡される。これは財政難の折、一旦解雇し三〇両の退職手当も支給したが、臨時雇と

【表3】 女中暇の節、奉公年数別手当

| 職制 | 30年以上 | 40年以上 | 50年以上 |
|--|------------|------------|------------|
| 御城使勤上臈 | 25人扶持 金15両 | | |
| 御城使勤御簾中上臈 御城使勤老女 | 20人扶持 金15両 | | |
| 御城使不被仰付本殿老女 御城使不被仰付御簾中上臈 御城使勤御簾中老女 | 18人扶持 金10両 | | 20人扶持 金15両 |
| 御城使不被仰付御簾中老女 | 16人扶持 金10両 | | 18人扶持 金10両 |
| 御方々様上臈 | 10人扶持 金10両 | 11人扶持 金10両 | 12人扶持 金10両 |
| 御方々様老女 | 8人扶持 銀5枚 | 10人扶持 | 10に扶持 銀5枚 |

「女中内密留」(慶応3年)より作成。

| 職制 | 30年以上 | 40年以上 | 50年以上 |
|-----------------------------|----------|----------|------------|
| 若年寄(中臈頭) | 7人扶持 銀5枚 | 8人扶持 銀5枚 | 9人扶持 銀5枚 |
| 中老・御錠口・表使・御方々様若年寄・御右筆頭 | 5人扶持 銀5枚 | 6人扶持 銀5枚 | 7人扶持 銀5枚 |
| 右筆・御錠口助・御次(呉服之間)・御方々様中老・同表使 | 4人扶持 銀3枚 | 5人扶持 銀3枚 | 6人扶持 銀3枚 |
| 御三之間・御方々様右筆・同御次中居頭・火之番 | 3人扶持 | 3人扶持 金3分 | 3人扶持 金1両2分 |
| 中居 | 金4両 | 金4両2分 | 金5両 |
| 御使番・御方々様中居 | 金3両2分 | 金3両3分 | 金4両 |
| 御右筆間小間使・御方々様御使番 | 金3両1分 | 金3両2分 | 金3両3分 |
| 御茶之間・御半下・御方々様御半下 | 金3両 | 金3両1分 | 金3両2分 |

「(慶応三年)御本殿女中初御入数御暇ニ付御手当被下方 玄同様并御簾中様御附女中御暇ニ付御手当被下方 明治二巳年御一新御人減ニ付御手当被下方一巻」より作成。

してしばらく採用するという意味にとれる。しかし、翌四年七月「当分御雇之儀相解」(柏惣帳)とあり、完全解雇となった。

二 貞慎院の引移りと御付女中の変遷

(一) 貞慎院の尾張徳川家における立場

天保一〇年(一八三九)三月二六日、田安中納言齊荘の尾張家相続が幕府より告げられた。五月三日の引移り後、御簾中貞慎院を柏御殿と称することとなった。

御三卿は將軍の家族の扱いであり、その息女も諸大名の娘とは一線を画した立場にあった。受け入れる諸大名家にとっても、將軍息女程ではないが気を遣う存在である。第一節でも述べたが、隠居後の貞慎院付女中の数が御簾中と同数であるなど、特別な扱いを受けている。尾張家や幕府の記録においても、御簾中より先に名前が記されることもある。

つまり、貞慎院は引移りから幕府瓦解まで尾張家奥向の中心的存在であり、江戸城大奥や御三卿の奥向とも活発につき合いをしている。このことは、貞慎院以後の尾張家御簾中が丹羽家出身の矩姫と政姫で、代々の尾張家御簾中に比べて出自が低かったことも影響していると考えられる。

江戸時代において一般に、夫人の実家の家格は、嫁ぎ先の大名家より上であるといわれている¹⁴。丹羽家出身の矩姫と政姫が御簾中になったのは、相手である慶勝と茂徳が高須家に居るときに婚姻を結んでいることに因る。「柏御殿日記」から、貞慎院に関する奥向外交の記事を見ておこう。嘉永五年(一八五二)正月三日、尾張家の市谷上屋敷近くで火事があり、その

見舞いとして両御丸(本丸と西丸)と一橋徳信院より使者が来た。徳信院は一橋慶寿の未亡人で伏見宮直子である。また、田安御簾中が同年二月一三日に袖留をするという情報¹⁵が、溶姫よりもたらされた。田安家は貞慎院の実家、御簾中は田安慶頼夫人光子で、溶姫は一代將軍家斉の息女で加賀前田家に嫁いでいる。貞慎院の夫斉荘も家斉の息子である。

同年八月三日、貞慎院は將軍家慶より、「御鷹之雲雀」三〇羽を拝領した。拝領した雲雀を貞慎院は、中納言(慶勝)、御簾中(矩姫)、利姫、釧姫に各二羽づつ、その他田安家などに配っている。大友一雄氏は「御鷹之鳥」など將軍からの下賜行為が藩を対象としたものではなく、個人を対象としていると述べているが¹⁶、この場合も、貞慎院という個人に対してなされている。

また、大友氏は天和期の雲雀の拝領先を具体的に挙げているが、家光の娘で尾張光友に嫁いだ千代姫、池田光政の内室千姫の娘など、將軍家に縁のある女性が大部分である。このことから、貞慎院は將軍息女に近い扱いを受けていたと見ることができる。

(二) 御付女中の変遷

貞慎院に従い、田安邸から尾張家市谷上屋敷に引き移った女中は二九人である。

天保十亥年三月廿六日 田安中納言様 御家御相統被 仰出、同五月三日 御引移之同節 御簾中様田安一位様御女猶姫様^二御引移之上奉称 柏御殿^三候、右節御供^二而相越候女中式拾九人名前左之通

但、右御供女中御宛行 御家御定之通被下之、是迄於田安被下候御

宛行高与 御家宛行高ト差引試候上、御家之方少く当り候分ハ為別段御合力御足金被下之、尤追而転役御加増等有之節者、別段御合力之被下ハ相背候極^二候事

田安御供女中式拾九人御宛行頭書之通於 御家被下之¹⁷

右の史料に上臈仲園以下の宛行が記されており、それを一覽に直したのが【表4】である。「田安御供女中式拾九人御宛行頭書之通於 御家被下之」(傍線筆者とあることから、引移りにより宛行は全額尾張家より支給されるようになった。つまり、雇い主が田安家から尾張家に完全に移行したといえる。將軍息女付の幕府女中は、姫君が大名家に嫁いだ後、その宛行は婚家の大名家より支給されることもあるが、身分は幕府女中のままである¹⁸)。しかし、貞慎院付女中についてはその後の昇級、暇による補充が尾張家主導で行われていることや、藩の分限帳に記載があることから、雇い主も尾張家に移行したと考えるのが妥当である。職制により宛行が田安家より少ない場合は、「別段合力金」として足高が与えられている。転役(主に昇進)で加増された場合は、この足高はなくなる。

御簾中付女中の数が四七人強¹⁹であることから、引移り直後は半数以上を田安家からの女中が占めていたと考えられる。二九人のうち、花村・つな・たみ・つて・かの・くら・はや・すか・小金の九人は「柏惣帳」に記載がない。記載がある二〇人について、その後の経歴を【表5】から見ていこう。職階が下位の金弥・かもん・琴吹・みゆきは引移りから数年後、結婚可能な二〇代半ばで暇を取っている。これは、引移りとは関係なく、一般的な傾向に合致する現象である。

上位の者は、病死あるいは病氣などで体調を崩す以外は幕末まで奉公を続けており、三〇年以上勤務し年金に当たる後扶持を手に行っている。若年

【表4】 田安家より引移り時の貞慎院付女中の職制と諸手当額

| 職制 | 人数 | 名前 | 切米 | 扶持 | 合力金 | 別段合力金 |
|---------|----|----------------|-----|-----|-----|-------|
| 上臈 | 1 | 仲園 | 30 | 5 | 30 | 18 |
| 老女 | 2 | 藤江・園井 | 30 | 5 | 30 | |
| 若年寄 | 2 | 菊山・浜里 | 18 | 4 | 8 | 2 |
| 御中臈頭 | 1 | 花村 | 15 | 4 | 8 | 1 |
| 御中臈 | 5 | なか・まく・つな・しま・たみ | 12 | 3 | 11 | 1 |
| 御小性 | 1 | 八重 | 11 | 3 | 11 | |
| 表使 | 1 | 藤村 | 11 | 3 | 9 | 2 |
| 同格呉服之間勤 | 1 | 村井 | 11 | 3 | 9 | |
| 御右筆 | 1 | りや | 11 | 3 | 10 | |
| 御次 | 4 | つて・かの・くら・しほ | 9 | 2 | 9 | |
| 呉服之間 | 1 | ぬい | 9 | 2 | 9 | |
| 御三之間 | 2 | はや・すか | 6 | 1.5 | 7.3 | |
| 御末頭 | 1 | きね | 5 | 1.5 | 7.3 | |
| 御中居 | 2 | 金弥・かもん | 4.3 | 1 | 2 | 4 |
| 使番 | 1 | 小金 | 3.5 | 1 | 4 | 0.2 |
| 御半下 | 3 | 松枝・みゆき・琴吹 | 3 | 1 | | |
| 計 | 29 | | 石斗 | 人 | 両分 | 両分 |

「柏御殿女中惣帳」より作成。なお、中居の扶持は1人分3分3厘。

寄菊山は昇進して老女染川に、同じく中臈まくが老女鳴浦に、中臈なかは若年寄岡山に、小性八重は若年寄八重浦に出世し、それぞれ名前を変えた。明治五年（一八七二）、貞慎院が死去するまで御付女中として奉公していたのは、鳴浦・岡山・八重浦の三人である。「柏惣帳」の紹介も兼ねて八重浦の経歴を記載しておこう。

八重事

御切米七石五斗（拾式石）

八重浦

御扶持式人分（三）

（慶応二年）

丙寅三拾九歳

部屋雑用金貳拾貳兩壹分

田安御広敷御用人

（御合力金十一兩）

父

藤井十蔵

（田安右筆組頭）

一天保八酉年七月 御簾中様御附御小性江被 召出候

一天保十亥年五月三日 御引移之節 御簾中様御小性ニ而御供仕候

一同年七月十三日 御切米拾壹石御扶持三人分被下置、御合力金其外諸渡物並之通被下之候

一同十四卯年七月五日 御簾中様御中臈被 仰付、御加増米三石被下置、御合力金諸渡物並之通被成下候

一文久三亥年三月四日 貞慎院様御登ニ付御供ニ而罷登

一元治元子年十一月 御同所様御下向ニ付御供ニ而罷下

一慶応元年丑十一月十一日 貞慎院様御中臈頭被 仰付、御加増米三石御加扶持壱人被下置、御合力金其外諸渡物並之通被成下候、同日

八重が八重浦と改名

一慶応四年辰四月十一日 御同所様若年寄被仰付、御加増米三石被下置、御合力金其外諸渡り物並之通被下之候

一慶応四年辰四月十一日 御同所様若年寄被仰付、御加増米三石被下置、御合力金其外諸渡り物並之通被下之候

一慶応四年辰四月十一日 御同所様若年寄被仰付、御加増米三石被下置、御合力金其外諸渡り物並之通被下之候

【表5】 田安家からの引移り女中

| 職制 | 女中名 | 宿元 | 奉公年 | 年齢 | 退職年 | 年齢 | 経歴 | 勤年 |
|----|------|---------|----------------------|----|------------------------|----|--|----|
| 上臈 | 仲園 | 京都梅園 | 他 文政4.7.7. | 19 | 明治2.5.24★◆ | 67 | 猶姫上臈・御城使→文久3登→元治元下→慶応4登 上臈制度廃止 25人扶持金15兩 | 49 |
| 老女 | 藤江 | 御書院番頭格 | 幕 寛政9 | 15 | 弘化3.6.26■ | 64 | 御三之間→包姫御次→御簾中(保院宮貞子)御次助→同御次→猶姫中臈→同中臈頭→同若年寄→同御年寄→引移・御城使 | 50 |
| | 園井 | 東叡山坊官 | 他 文化9.11 | 16 | 万延1.4.24★ 文久2.5.14■ | 66 | 猶姫御三之間→同御次→同中臈見習→同中臈→同若年寄格→同若年寄→同御年寄→引移・御城使 扶持18人金10兩 | 51 |
| | 染川 | 菊山・富川人頭 | 三 文化14.12 | 15 | 慶応3.12.14★ | 65 | 田安御簾中(貞子)御次→同中臈助→同中臈→猶姫中臈→猶姫若年寄→貞慎院老女・御城使→文久3登→元治元下 扶持20人金15兩 | 51 |
| | 鳴浦 | まく | 小普請組 幕 文政13.10 | 15 | 明治5.3◆ | 53 | 猶姫呉服之間→同御前詰→同中臈助→同中臈→若年寄→貞慎院若年寄→文久3登→元治元下→同老女・御城使→慶応4登 | 39 |
| | 若年寄 | 浜里 | 御小性組 幕 文政1.12 | 19 | 安政6.8.21★ | 60 | 猶姫御相手→中臈見習→中臈→中臈頭→若年寄→病氣 扶持8人銀5枚 | 42 |
| | 藤村 | 小十八人組 | 幕 文政8.5 | 18 | 慶応4.3★◆ | 61 | 物之助御次→豊之助御次→猶姫御次→表使助→表使→若年寄→文久3登→元治元下 扶持猶姫御相手→同御前詰→同中臈助→同中臈→同中臈頭→文久3登→元治元下→同若年寄→慶応4登 | 44 |
| | 岡山 | なか | 田安御勘定吟味役格御島預り | 7 | 明治5.3◆ | 51 | 猶姫御相手→同御前詰→同中臈助→同中臈→同中臈頭→文久3登→元治元下→同若年寄→慶応4登 | 45 |
| | 中臈頭格 | 八重浦 | 八重 | 10 | 明治5.3◆ | 41 | 猶姫小性→同中臈→文久3登→元治元下→同中臈頭→慶応4登→同若年寄 | 32 |
| | 中臈 | 村井 | 小普請組 幕 天保6.11△ | 45 | 安政3.7.9☆ | 66 | 鏡姫老女→表使格呉服之間→猶姫表使格呉服之間→中臈頭格→老年病氣 扶持5人銀5枚 | 21 |
| | | しま | 小普請組 幕 天保10.5.3* | 22 | 天保14.7.5☆ | 26 | 中臈 | 5 |
| | | しほ | 一橋御附人御小納戸 幕 天保3.8 | 15 | 元治1.8.25★ | 47 | 右衛門督御三之間子供→同御三之間→猶姫御次→中臈→病氣 格別扶持7人銀5枚 | 33 |
| | 御右筆 | りや | 紀州小十八人頭格 幕 天保6.12 | 14 | 弘化2.1.11☆ | 26 | 猶姫右筆助→同右筆並→同右筆 | 13 |
| | 呉服之間 | ぬい | 寄合医師 幕 天保10.5.3* | 33 | 天保12.4.19■ | 35 | 呉服之間 | 3 |
| | 御末頭 | 喜祐 | 浜町勘六丁大黒常是手付 幕 文政6.6 | 27 | 天保15.8.26■ | 48 | 御半下→御末頭格次席→猶姫御末頭 | 22 |
| | 御中居 | 金弥 | 小石川大原町・商 幕 天保10.5.3* | 22 | 天保12.5.15☆ | 24 | 中居 | 3 |
| | | かもん | 巢鴨中丁・商 幕 天保10.5.3* | 22 | 天保13.12.15☆ | 25 | 中居 | 4 |
| | | 松枝 | 御徒 幕 天保7.5 | 19 | 嘉永7.2.27☆ | 37 | 猶姫御半下→中居→貞慎院中居 | 19 |
| | 御半下 | こと吹 | 百人組同心 幕 天保7.8 | 18 | 天保12.4.2☆ | 23 | 御半下 | 6 |
| | | みゆき | 四谷新町・商 幕 天保7.8 | 17 | 天保15.12.10☆ | 25 | 御半下→猶姫御半下 | 8 |

*引移り初見

☆暇★隠居◆解雇■死

幕一幕臣、三一御三家・御三卿家臣、町一町人、他—その他
「柏御殿御附女中惣帳」より作成。

一同四年三月 御同所様御登三付御供ニ而罷登

八重は慶応二年(一八六六)に三九歳であることから、文政十一年(一八二八)の生まれであることがわかる。父は田安家の広敷用人藤井十蔵である。天保八年(一八三七)、田安御簾中(貞慎院)の小性に採用される。一〇歳という年齢から小性に就いたと思われる。「柏惣帳」では採用の際に召出と召抱を区別して使用している。召出は家臣の娘で強制力がある。召抱はそれ以外に用いる。天保一〇年の引移りの時は小性で、その四年後に中臈に昇格し、切米の額も加増される。慶応元年(一八六五)には中臈頭、同四年には若年寄に出世する。尾張から江戸、そして尾張へと、貞慎院の転居に常に付き従っている。

さて、「柏惣帳」からでは、特定年の貞慎院付女中の一覽を作成することは困難である。その全容は文久三年(一八六三)の「女中分限帳」でのみ知ることができる。引移りから文久三年まで、貞慎院付女中の内、中臈頭以上の者のみの変遷を見ると次の通りである。天保三年(一八三二)五月、田安家から引移った女中は、上臈仲園、老女藤江・園井、若年寄菊山・浜里、中臈頭花村で、同年末までに若年寄に久野が加わり、中臈なか(田安引移り)が中臈頭岡山に昇格した。久野は幕臣(堀田伊勢守支配小普請上原家)の出で、文化三年(一八〇六)に御三之間に召し抱えられ、御次、表使と昇進した。天保一〇年八月本殿勤めから、貞慎院付に配置換えになった。嘉永二年(一八四九)時点では、死去した藤江のあと若年寄菊山(染川)・久野が老女に昇格し、人数は三人となった。若年寄には藤村(田安引移り)が表使から昇格し、中臈頭には村井(田安引移り)が表使格から昇格した。文久三年時点では、老女は園井・久野が病死し、村田が加わった。村田は齊莊付若年寄として田安家から引き移った者である。若年寄は浜里が隠居

し、まく(嶋浦)が中臈より昇格した。中臈頭に加わった浦瀬は、幕府奥坊主粟田口家を宿許に持ち、天保七年に福君(俊恭院・齊温夫人)付御次として召し抱えられ、その後表使に昇格する。天保十一年九月福君死去により貞慎院付に配置換えになる。

このように、貞慎院付老女・若年寄・中臈頭は多くを田安からの引移り女中が占めており、久野・浦瀬も幕臣の出で、尾張藩士の娘は見られない。「柏御殿日記」に暇に関する次のような記載がある。「御中臈しほ今日より二夜之御暇ニ而田安御屋形江相越候旨、仲その方申聞承届候(嘉永五年閏二月五日条)。中臈のしほが今日から二晩休暇を取り、田安家の屋敷に行つたことを、上臈御年寄仲園が聞き届けたという意味である。しほも仲園も田安家から貞慎院に従ってきた女中である。この少し前、閏二月二日には若年寄浜里と中臈頭格村井が「一廻り之御暇」で田安邸に赴いている。暇を取ると、親元に宿下りし芝居見物などを楽しむのが普通であるが、彼女らは田安邸に出かけている。また、閏二月四日には老女園井が「御用」で田安に一泊している。このように、引移りから一〇年以上経っているが、田安家との関係を保っていることがわかる。

元治元年(一八六四)六月、貞慎院付中臈しほが永の暇願いを出した。昨年の尾張御登りの頃(文久三年三月)より病気になる、御供が難しく下宿し養生していたが、眼病も患い全快はおぼつかない。宿許の甥大浜金之助(小普請組支配富田将監組)よりも暇の願書が提出された。「文久三年女中内密留」に詳細な記載がある。

貞慎院様御中臈しほ儀、去年尾州江御登りの時分方病氣にて御供致かたく無據下宿いたし、御かけ様ニ而ゆる／＼養生致冥加至極有難かり奉り候、然る所多病之上当時眼病相煩中々以急ニ全快の躰も無御座候

につき、此度無據永之御暇奉願候、右しほ儀去る天保三辰年 田安御屋形江御三の間ニ被 召抱追々結構ニ御取立 貞慎院様御引移のせつ御供申上、常々御奉公向至而実躰ニ出勤相勤(中略)、全躰不勝手のうち近年多病ニ相成眼病療用ニ付而は種々物入も多宿許も小身のうへ至而困窮にて今日もやうく凌居候次第故、只今御暇戴候ハ、此先日々の暮方ニもさしつかへいか、致可申哉と殊の外当惑いたし相歎居候よし承り、いかにも難渋の趣ニてま事ニきのとく千万ニそんし私共も同情心をいたため候、右ニ付御時節柄何とも恐入候儀ニハ候へとも、久々貞慎院様御側近く召仕れ当年ニ而三拾三ヶ年御首尾能相勤候者の儀ニ而何とそ此うへの 御慈悲を以御扶持方等かく別ニ被成下候やうニいたし度、私共ニをき偏ニ奉願候

六月 表 老女

その後、八月一五日付書状の猶書で次のように申し渡された。

猶々本文しほ儀極之趣ニ而ハ御扶持五人分銀五枚被下相当ニ候処、貞慎院様格別ニ 思召候御儀ニ付、別段之御吟味を以御扶持七人分被下候儀ニ而老女江別段申渡(後略)

しほは天保三年(一八三三)に田安邸で斉荘付御三之間子供として召し出され、猶姫御三之間、斉荘御三之間を経て、天保一〇年(一八三九)四月に猶姫御次となり五月の引移りをむかえた。同年一二月中臈に昇格し、当年まで惣年数三三三力年勤務した。多病による出費や宿許困窮を理由とし、加えて貞慎院の内慮を思い量り、格別の思し召しを以て、扶持七人分銀五枚を下されるよう老女よりの嘆願が表向に對しなされた。中臈の場合、勤年数三〇年以上四〇年未満は五人扶持銀五枚が規定である。

問題となったのがしほの勤続年数である。三三年には田安邸での奉公年

数も含まれるが、それを認めるかが検討課題となった。慶勝夫人矩姫付若年寄綾瀬の先例などを参考に検討した結果、嘆願通り下されることが決定した。

ここで特筆すべきことは、惣勤務年数に田安家での勤務年数が組み込まれてきたことである。また、規定を越えて手当てが支給されることがあることも示している。

引移りにおける女中の処遇について、斉荘の娘利姫付女中の例を見てみよう。利姫(寿操院)は天保七年六月二八日、田安邸において斉荘と側室やをとの間に生まれ、即日猶姫のお養いとなった。天保一〇年五月には斉荘貞慎院と共に尾張家に引移った。安政三年(一八五二)一二月、広島藩霞ヶ関邸に引移り、広島藩嫡子浅野慶熾と婚礼をあげた。

「御中居以下進退自筆留」によると、浅野家引移り後の利姫付女中の扱いは、その進退については、市谷表つまり尾張家で決定し、浅野家や利姫に打診する。諸手当については、尾張家・浅野家双方から賄金を出し、女中の宛行に充てるというものである。主導権は尾張家側にあるといえる。姫君の実家が雇用の責任を負いつつ、女中の禄を双方で負担する形は、引移りにおける女中の処遇の一つの類型といえる。

三 幕末から明治初年にかけての貞慎院付女中

(一) 幕末期の貞慎院付女中

① 参勤交代制度緩和による移住

文久三年(一八六三)三月参勤交代制度の緩和により、妻子の江戸藩邸居

【表6】 文久3年 貞慎院付女中

| 職制 | 名前 | 年齢 | 宿元 | | 備考 |
|------|-----|----|----------------|--------|-------|
| 上臈 | 仲園 | 61 | 京都 | 梅園右兵衛督 | |
| 老女 | 染川 | 61 | 田安小十人頭 | 長野来助 | |
| | 村田 | 61 | 公義大御番 | 杉虎次郎 | |
| 若年寄 | 藤村 | 56 | 公義小十人 | 安井平十郎 | |
| | 嶋浦 | 46 | 公義小普請組 | 富田小十郎 | |
| 御中臈頭 | 岡山 | 46 | 田安御勘定吟味役御馬預り | 小田所左衛門 | |
| | 浦瀬 | 53 | 公義御数寄屋坊主 | 粟田口桂羽 | 呉服之間勤 |
| 御中臈 | しほ | 46 | 公義小普請組 | 大塩金之助 | |
| | 八重 | 36 | 田安御勘定奉行格御広敷御用人 | 藤井十蔵 | |
| | しつ | 42 | 範次郎様御用人 | 拝郷藤太夫 | 菊岡 |
| | かせ | 32 | 一橋御用人 | 村山総太郎 | |
| | すゝ | 42 | 公義小普請組 | 山路周蔵 | |
| | 御側詰 | はま | 19 | 公義御小性組 | 太田力太郎 |
| 御小性 | はつ | 22 | 奥御医師 | 田中宗豊 | |
| 表使 | 濱野 | 42 | 御広敷御玄関詰 | 東條駒次郎 | |
| 御右筆 | つけ | 21 | 御使番並 | 丹羽万右衛門 | |
| 御次 | たね | 41 | 御作事方 | 勝川又八郎 | |
| | とふ | 29 | 御徒組 | 山田鐙三郎 | |
| | ゆん | 21 | 公義御書院番 | 阿部伝八郎 | |
| | さく | 37 | 御広敷御徒 | 山科鉄蔵 | |
| | やよ | 19 | 公義大御番 | 塚原栄三郎 | |

「女中分限帳」より作成。

住が解かれ、貞慎院、矩姫(前御簾中)、政姫(御簾中)、元千代(義宣)、釧姫、道姫、常丸の七人が、尾張に登った。前藩主慶勝は一足先の同年正月八日に京に上り、藩主茂徳も同月二五日には入京し、政局に当たっていた。また、尾張で生まれた豊姫は含まれていない。

この時、尾張家家族全員を対象とした、呉服之間以上(御目見以上)の女中分限帳が作成された。このうち貞慎院付を示したのが【表6】である。二人中尾張藩士の娘は、はつ・濱野・つけ・たね・とふ・さくの六人である。

御付女中の内、貞慎院に随行して名古屋へ移った者は「柏惣帳」によると、上臈仲園、老女染川・村田、若年寄嶋浦・藤村、中臈頭岡山・浦瀬、中臈八重(八重浦)・かせ・すゝ、小性ははつ、御次たね・ゆん、呉服之間やよ、御三之間はや・ちの、中居やお(八尾)、使番染路・染弥、御茶之間とさきの二〇人である。「柏惣帳」で確認できない者もいることから、実際の人数はこれより若干多かったと思われる。また、病氣療養中の中臈しほを初め何人かは江戸に残り、染路は七月に江戸へ戻った。

御付女中ちのに関する記述より、江戸と尾張では女中の宛行高が異なることが知れる。

一文久三年八月宛 但同八月廿二日

貞慎院様御三之間ちの移 御同所様御次等被 仰付候節改

一女中転役之節御宛行高等之儀、江戸女中ニ而茂被転先御宛行御加増

御加金等都而尾州之御宛行高ニ相成候筈

但新規被 召出之分等ハ尤尾州之御宛行高之筈⁽²²⁾

ちのは安政六年七月九日、江戸で貞慎院付御三之間として採用される。

宛行は切米六石、扶持一人半、合力金は並の通りである。文久三年八月二日、尾張において御次に昇格する。加増は切米二石、扶持半人前で合計切米八石、扶持二人分、合力金七両となった。江戸で採用された貞慎院付御次は切米九石、扶持二人分、合力金九両である。尾張の方が切米一石と合力金二両低い。

しかし、同年二月一七日、ちのに不足分が増され江戸と同額となった。この時期江戸女中の大部分が尾張に来ており、仕事内容が同じであるのに差異があるのは、不都合であったからだろう。

② 参勤交代制の復活による暇と異動

元治元年(一八六四)一月参勤交代制が旧に復されたが、混乱のため実効性が低く、尾張家でも様子見のためか、江戸へ戻したのは貞慎院と鉏姫の二人である。鉏姫始め慶勝の家族は尾張に留まった。²³⁾

貞慎院・鉏姫付女中のうち、文久三年三月以降、尾張で雇った藩士の娘玉川・八重梅・桔梗・登元・紅梅・三吾六人に暇が出された。すなわち「文久三年女中内密留」には「貞慎院様 鉏姫様御参府相成御人減ニ付、永之御暇被下置候、右ニ付別段之訳を以金壹両ツ、被下之候(元治元年十一月)」とある。藩士の娘については必要に応じて雇い、必要がなくなれば宿許に下げるなど臨機応変に使えたといえる。暇において下金一両が支給されている。通常は、勤続年数が五年以下の者には暇時の下金がないが、雇う側の都合による解雇であるため特別に支給されたと考えられる。また、鉏姫付中居紫が豊姫付に、貞慎院付御半下青柳が本殿に、同じく空蟬が豊姫付に異動となった。

江戸参府の御供をした者のうち「柏惣帳」で名前が確認できるのは、上臈仲園、老女染川・村田、若年寄嶋浦・藤村、中臈頭岡山・浦瀬、中臈八重(八重浦)・かせ・す、小性はつ、表使織井、御次たね・はや・ちの・ゆん、呉服之間やよ、御三之間みさ・すめ・せの・くん・ちま、中臈頭やお(八尾)、中居松ヶ枝、使番染弥、御半下松風・榊・小梅・榊・小桜、御茶之間とき・そや・せやの三三人である。

織井・松ヶ枝・せやは尾張において、御簾中(政姫)付から貞慎院付に異動になった。はや・ちのは尾張で御三之間から御次に、やおは中臈頭に昇進した。松風・榊・小梅・榊・小桜、御茶之間そやは尾張で新規採用された者で皆藩士の娘である。また、せのは慶応元年に病死している。

③ 江戸屋敷の引き払いと女中の暇

江戸に進軍した官軍は、尾張家の江戸屋敷のうち市谷・四谷・麴町を宿舎に割り当てた。そのため、慶応四年(一八六八)三月一日より三日のうちに引き払うことになり、貞慎院らは慌ただしく尾張へ向かった。

一尾州様御屋敷御上中下共、今日と三日之間ニ払被仰付候(慶応四年三月一日日条)²⁴⁾

尾張再登りに際し大勢の貞慎院付女中に暇が出された。「柏惣帳」に名前が見えるのは若年寄藤村を始め、かせ・す、すわ・織井・ゆん・はや・はな・ちま・よの・ちえ・歌弥・染弥(前記染弥と別人)・袖弥・なか・そや・忍・薄雲・深雪・紅梅・呉竹・梅ヶ枝の三二人である。藤村の経歴に「慶応四辰三月、貞慎院様御登ニ付御残人、同日御暇相成御扶持等被下方新御殿取り扱留ニ委」と朱書で加えられている。文言に若干の異同はあるが、かせ・す、すわ・織井・ゆん・はなの六人も一端、御登の御供や江戸御残し人の仮決定がなされた後、御暇となった。

二二人のうち、尾張藩士の娘はちえ・そやの二人だけである。残り二〇人の出自は、藤村・す、織井・ゆん・はや・はな・ちま・薄雲の八人が幕臣、かせが一橋家邸臣、すわが田安付人、よのが紀州藩士の娘で、御使番歌弥以下は四谷周辺の町人や多摩地域などの百姓である。この時点で尾張へ向かうと、江戸へ戻ってこられる可能性は低いと判断し、これらの

人々に暇を出したと考えられる。

一方、御供して尾張へ移った女中としては、上臈仲園、老女鳴浦、若年寄岡山・中臈八重(八重浦)、御次ちの、呉服之間すめ、御三之間みさ・はな、御半下櫛・浪弥、御茶之間関弥の一人の名前が「柏惣帳」から確認できる。

この段階で、尾張家では奥女中を尾張藩士の娘中心とすることで、奥組織の単純化を図り、来るべき明治の人減らしの際にも、厄介な問題が起こらないよう手を打ったといえる。

(二) 明治初年の貞慎院付女中

① 宛行半減の施行

明治の女中改革の第一段として、奥女中の宛行が半減された。この措置は巳年より三ヶ年つまり明治二年(一八六九)正月より明治四年まで続けられた。⁽²⁵⁾ 新御殿の女中に対しても同様の措置がとられたが、「女中向御宛行半減調」が東御殿(貞慎院と鉏姫の住まい)に関するものであるため、具体的な削減額がわかるのは貞慎院・鉏姫付女中についてのみである。

御家中方石以下五拾石五拾俵已上之輩当年五三ヶ年之間御宛行半減相成、右 御主意之趣老女初江申渡方等兼而申談置候通ニ有之、実以不容易御時節ニ候、就夫女中向御宛行減方之儀段々及評議候処、女中向者衣食を初其身丈ケ之養ひにて御家中与ハ差別も有之候付、御切米五石御扶持式人分以上ハ御宛行初諸渡物とも都而半減、其内半減相成五石式人分内輪ニ相成候分ハ、右高持堪端高相減、五石式人分以下之輩者無減筈相成候半而ハ御家中与之釣合も不宜、氣辺ニも可相拘ニ付

(後略)

女中に先立ち男子向も万石以下五〇石以上は禄が三ヶ年半減された。女性には男性と違い自分自身を養うだけであるから、五石二人扶持以上の者は半減するというものである。

そのため、諸渡物(五菜銀・薪・炭・湯之木)も含め実際に半減されたのは、貞慎院付女中は上臈から御中臈までで、御側詰から御三之間までは五石二人扶持を下らないよう切米と扶持の一部が削減され、御中居頭以下は削減の対象となっていない。よって、削減額は職階が上位の者ほど大きいため、上下の宛行の差が縮まった。

この時、法行院⁽²⁶⁾の宛行も半減された。彼女の名前は上臈仲園より先になり、別格扱いではあるが、女中であることにはかわりはない。

② 新御殿の人員削減による人減

明治二年二月の新御殿の人員削減に伴い、貞慎院・鉏姫付女中の数も減らされることとなった。

今般 新御殿女中御人減ニ付、貞慎院様・鉏姫様ニも女中御切詰可被遊 思召之旨老女申聞候付(略)、

但、下ケ札ニ而申達候、上臈之儀別段取調追而可申達候得共、(後略)⁽²⁸⁾

貞慎院付女中は四人より九人減で、在勤人数は三三人となり、鉏姫付女中は一人より一〇人減で、在勤人数九人となった。

暇となった貞慎院付女中の内、御次みさ、火之番まる、御使番浪弥には金五〇両が、御茶之間この・てつ・八重梅には金三〇両が支給された。同じく、鉏姫付女中については、御次けい・ため・ふき、御右筆むめ、中居松風に金五〇両が、御半下紅梅・龍田・総角に金三〇両が支給された。通

常は五年以下は下金が無く、御半下では六年から一五年で金一〇〇疋のところ、雇う側の都合による解雇ということで、破格の額が支給されている。

さらに、鉏姫付若年寄染山は勤続二三年にもかかわらず、扶持五人分と銀三枚が下されることになった。私の都合による暇ではないので、一階級特進の措置もありうるが「年来出精」に勤めたので、三〇年以上に引き上げるといふものである。また、東京の宿許の所在がはっきりしないので、名古屋に置いて扶持を下さるといふ温情的な措置がなされた。⁽²⁹⁾

また同年には上臈たちに暇が下された。これは人減措置ではなく「御一新三付上臈被廃止候付御暇被遣候」とあるように、上臈制度の廃止に因るものである。明治維新により、武家の娘が公家の娘を召し使うことが憚られたためといえる。⁽³¹⁾

東御殿で暇となったのは貞慎院付仲園・おまち、寿操院(利姫)付藤園と鉏姫付おゆりの四人である。仲園には後扶持として扶持二五人分と金一五両が、他の三人には手当金二〇〇両が支給された。この後、藤園・ゆり・まちは各京都の実家に戻った。仲園は梅園家の出で、文政四年に一九歳で京都より下向し、田安家に入り貞慎院付上臈となった。この時六七歳で、五月二日に落髪を願い許される。おそらくは御殿近くに住まい貞慎院の元を訪ねることもあったであろう。

③ 明治三年の女中改革

明治三年、女中制度の大規模な改革が行われた。大幅な人員削減と職制の単純化、それに伴う職名の変更が主な内容である。

二年の人減からこの改革前までの貞慎院付女中は、老女一人、若年寄二人、中臈頭一人、中臈五人、表使二人、表使席一人、御次六人、御三之間

四人、御使番・御末一人の計三十三人である。⁽³²⁾

改革後は老女(女中頭)一人、若年寄(中臈)御側仕締役二人、中臈(御側)御側仕三人の計六人となった。しかし、すぐに減員が実施されたわけではなく、第一節で述べたように、一二月に御暇となった後も暫く臨時雇いとして勤務を続け順次下宿していった。【表7】の「※明治三年一月暇」の項を参照に見てみよう。暇後すぐの一二月にはちの・くまが下宿し、同月二四日にそでが西京に戻った。翌年三月には東京が宿許のこゝろ・ちまが下宿をし、残りの者は六月二日・二六日、七月五日・七日の四日間尾張の宿許に戻り、全員が御雇を解かれ完全に解雇となった。⁽³⁴⁾この時も前年の先例に倣い、勤続二〇年以上から後扶持が認められた。

中臈頭菊岡も四年七月に御雇を解かれたが、貞慎院の歌道の相手を務めていたので下宿すると不都合ということで、相手ができるようにする者が育つまで、部屋方に置いて勤務を続けることになった。また、人手が足りないときは御側の御用も兼ねるとのことである。

中臈頭 菊岡

右者前頭同様御雇御解相成候様御達可申之処、貞慎院様御歌道御相手日々相勤候故、下宿為致候而ハ差当り御指支相成候付、相応之御相手相勤候者出来致候迄、勤御免之上も部屋方ニ被指置、御人少之節ハ御御御用向も為勤候様遊度との御事ニ付(後略)(女中御改革調「二」)

菊岡は文久三年(一八六三)の女中分限帳に貞慎院付中臈しつとして名前が見える。高須家の松平義建(範次郎)付用人拝郷藤太夫が宿許で、この時四二才である。慶応四年に中臈頭に昇格し、菊岡と改名する。明治三年に暇を命ぜられた時点で、勤続三五年である。これらのことから、天保八年に一四才で奉公に上がったことがわかるが、柏御殿・本殿両惣帳に名前が

【表 7】 明治初年の貞慎院付女中の変遷

| | 明治 2 年正月 | 明治 3 年 5 月頃 | 明治 5 年 2 月 |
|----------|----------|-------------|------------|
| 職 制 | 名前 | 名前 | 名前 |
| | 法行院 | | |
| 上臈 | 仲園 | | |
| 老女 | 嶋浦 | 嶋浦 | 嶋浦 |
| 若年寄 | 岡山 | 岡山 | 岡山 |
| | 八重浦 | 八重浦 | 八重浦 |
| 御中臈頭 | 菊岡 | 菊岡 | ※ (菊岡) |
| 御中臈 | つや | つや | つや |
| | すま | すま | すま |
| | ちを | ちを | ※ つち |
| | かよ | かよ | |
| 御側ニ差置候 | まち | | |
| 御側詰 | そて | そて | ※ |
| 表使格呉服之間 | 浦野 | 浦野 | ※ |
| 御右筆 | みす | すき | ※ |
| | | てや | ※ |
| 御次 | とう | とう | |
| | ちの | ちの | ※ |
| | いく | いく | |
| | すめ | すめ | ※ |
| | みさ | | |
| 御次御右筆間手伝 | すき | | |
| 御三之間 | 糸 | 糸 | ※ |
| | ゆさ | | ※ |
| | つち | つち | ※ |
| | くま | くま | ※ |
| 御仲居頭 | こゐ | こゐ | ※ |
| 同格御使番 | 浜 | 浜 | ※ |
| 御中居 | 松風 | 榊 | ※ |
| 御使番 | 関弥 | 関弥 | ※ |
| | 浪弥 | | |
| 御半下 | 鶺鴒 | 鶺鴒 | ※ |
| | 青柳 | 唐橋 | ※ |
| | 八重梅 | 小桜(りんより改名) | ※ |
| | 唐橋 | 梅ヶ枝 | ※ |
| | 紅梅 | 龍田 | ※ |
| | みとり | 八重梅 | ※ |
| 御茶之間 | この | | |
| | てつ | | |
| | りん | | |

明治 2 年と 3 年の八重梅は別人。※明治 3 年 11 月暇
 明治 2 年正月「女中向御宛行半減調」、明治 3 年 5 月頃「名寄帳」、明治 5
 年 2 月「貞慎院様御逝去一卷」より作成。

ないことから、前歴は不明である。

中臈など御側系といわれる女中は、主の趣味の相手ができることが重要
 である。奉公に上がる女性の教養として、箏・三味線など歌舞音曲が注目
 され双六にも描かれてきたが、大名夫人は大概詠草を残していることから、
 和歌ができる方がお相手として、重宝であったといえる。

明治五年二月二日、貞慎院の死去により、最後まで付いていた女中た
 ちも身の始末を迫られることとなった。「貞慎院様御逝去一卷」に「女中
 御片付」という項がある。

貞慎院様御附女中頭

嶋浦

御同所様御附御締役

岡山

④ 貞慎院死去による「女中御片付」

尾張徳川家の奥女中

八重浦

右ハ此たひの 御儀ま事ニ恐入奉り私共 御菩提之為剃髪可奉願の所、
当節之御時勢ニ付何卒永之御暇被下置候やう偏ニ奉願候

三月

貞慎院様御附女中頭初此度の御儀ニ付、無據永之御暇奉願候、付而ハ
年来実躰ニ相勤候者共の事ニ候間、何卒別段之御吟味を以御手当等御
手厚ニ被成下候様私共被置只管奉願候

三月

女中頭

伺

貞慎院様御附女中頭

金百両

鳴浦

同 御側仕締役

金五拾両宛

岡山

同 同

別段金三拾両宛

八重浦

願之通永之御暇被下置候

右ニ付今般限為御手当頭書之通被下之候

(中略)

四月晦日申渡⁽³⁶⁾

鳴浦・岡山・八重浦ともに勤続年数は三〇年を越えており、従来ならば
剃髪し後扶持を貰える立場であるが、時勢を鑑み手当金をもらう形での退
職となった。三人とも田安家からの御付であり【表4】、岡山・八重浦は
年少より奉公に上がり、貞慎院の遊び相手や御小性を皮切りとしている。

鳴浦は呉服之間から老女まで出世しており、御城使も努めていることから
外交的手腕に長けていたといえる。

鳴浦には他に貞慎院の遺金二〇両、中陰など後片付けに対する骨折り金
三〇両、慶勝始め家族より五〇両が下され、手当金と合わせ計二〇〇両を
受け取ったことになる。岡山・八重浦も額は違うが同様の下金が与えられ、
それぞれ計一五五両と一四〇両を手にした。

貞慎院遺金は「御手許金より可被下之処、御金払底ニ付御内密金之内よ
り支払」とある。本来手許金から支払うところ、残金がないため内密金よ
り支出されたというものであるが、両者の区分はいわゆる財布の別か、管
理する部署の違いであろうか。

その他、貞慎院附御側仕すま、貞慎院附御側詰つやに金六〇両が、貞慎
院附御側詰つちに金五〇両が手当金として支払われた。

御雇を解かれた後も部屋方として勤務していた菊岡も、下宿することと
なった。

金五拾両

四月晦日申渡

貞慎院様御附元御中臈頭

別段金三拾両

菊岡

当分御雇被相解候

右ニ付今般限為御手当頭書之通被下之候

(※注記)

「本文菊岡事勤御免御後扶持被下置候処、御切替ニ付御暇被下頭書
之通御手当金被下置候、去未冬伺相濟然処、 柏様御老年ニ被為
成候付当分御側ニ被差置事」

明治三年の段階では後扶持が支給される形で一端措置が執られたが、切
り替えにより手当金という形になった。この時の退職から、年金制度はな

くなり、全員退職金という形に切り替わったことがわかる。

菊岡にも貞慎院の遺金以下が与えられ、計一三五両を受け取った。御雇を解かれた時点で下宿し後扶持を受け取った方が、菊岡にとつては金銭的に得をしたのではないかとも思われるが、後扶持が一生支給される保証も無い⁽³⁷⁾ため、どちらとも言い難い。

江戸時代においては主が死去しても、その御付女中全員が暇を取るとは限らないが、明治に入り、一人でも多く女中の数を減らしたい尾張家では「片付け」という言葉を使い、貞慎院付女中全員を解雇した。その上、「御切替ニ付」という理由で、貞慎院付以外の者、一二人にも暇を出している。明治二年から五年にかけて、大勢の女中が解雇となり、その手当金つまり退職金の額は合計すると膨大になる。その財源をどこから捻出したのか、今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、天保一〇年(一八三九)から明治五年(一八七二)まで三三年間の、尾張家における貞慎院付女中の変遷を追いつつ、引移りと人員削減について考察した。

引移りについては主が女性である例を見てきたが、女性に比べ男性が主の場合、引移りに従う女中の数は少ない。つまり、一代將軍家齊の息女に付けられた女中は五〇人強⁽³⁸⁾であるが、養子に行った息子に付けられた数は二〇人程度⁽³⁹⁾である。これは男性の場合は養子先の大名家を継ぐのに対して、女性は嫁しても將軍の息女であるため、実家で手厚い措置がなされるといえる。

このことは、大名家同士の縁組みでも近いことがいえる。尾張家でも養子に入った斎荘、慶勝にそれぞれ田安家、高須家より付いてきた女中がいることは、諸史料より窺い知ることが出来るが、貞慎院のようにまとまった数ではない。その詳細については今後の課題としたい。

大名息女の婚礼による引移りでは、実家から何名かの女中が付けられる。その後の女中の取り扱いは、実家と婚家での取り決めにより様々である。今回検証した事例からは、二つのパターンに分けられる。一つは、実家から付いてきた女中と婚家で新たに任命された者の区別が無く、婚家で全面的に任免と禄の負担をする。これは貞慎院の例に当たる。二つ目は実家が女中の任免権を持ち、双方で禄の負担をするもので、利姫の例がこれに当たる。

次に人員削減の問題であるが、女中制度の改革は、幕末から維新にかけての大きな変革期に連動しているといえる。そのような中で各藩は様々な施策をこらした。尾張家では嘉永二年(一八四九)に家督を相続した慶勝が、先ず女中総数の削減を行った。慶応四年には女中を尾張藩士の娘主体に変えていくなど、迅速に手を打ったといえる。尾張徳川家が近代を生き抜いた要因として、徹底した儉約などが挙げられているが、女中制度改革の成功もその一つといえる。⁽⁴⁰⁾

本稿では貞慎院付女中に限定して論を展開したために、尾張家奥女中の全容解明には至らなかった。特に、明治の女中改革については、改革の趣旨や職名の変更、後扶持や手当金の詳細については長くなるので割愛した。貞慎院の死後、明治五年以降についても言及しなかった。稿を改めて述べたい。

註

- (1) 柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」」(『女の社会史』山川出版社、二〇〇一年)。
- (2) 長野ひろ子「幕末維新期の奥女中——橋徳川家の場合——」(『茨城県史研究』八六号、二〇〇二年)。
- (3) 拙稿「奥女中奉公について」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第三号、一九九八年)。
- (4) 「奥女中奉公細帳」(東京都江戸東京博物館蔵)。
- (5) 拙稿「山形藩水野家奥日記」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第五号、二〇〇〇年)、拙稿「水野家奥女中かもの手紙」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第一〇号、二〇〇四年)。
- (6) 三田村鳶魚「御殿女中 鳶魚江戸文庫17」(中公文庫 一九九八年)。
- (7) 本殿は藩主の、松御殿は一四代藩主慶勝夫人矩姫の奥向を指す。
- (8) 拙著『江戸奥女中物語』(講談社現代新書一五六五、二〇〇一年)。
- (9) 「御本殿女中惣帳」。
- (10) 幼児が付帯をやめはじめて帯を用いる祝いの儀式。女子は七歳の一月の吉日に行う。
- (11) 「女中内密留」。
- (12) 「柏御殿御附女中惣帳」。
- (13) 「女中帳」(国立公文書館内閣文庫蔵)には他の大名家の記事もある。(美濃高須 松平中務・松平義相 上杉治広夫人純姫・徳川宗睦妻女 務大輔年寄藤岡と上杉弾正大弼妻年寄花川が新たに御城使に任命された。)
- (14) 浅倉有子「大名夫人の結婚・離婚白書」(『歴史読本』二〇〇三年七月号)、浅川清栄「高島藩主と妻妾・子女—その藩政との関連—」(『信濃』第四四卷二号、一九九二年)、藤田俊夫「江戸藩南部家における婚姻について—親・婚姻関係を通してみる結びつき—」(『江戸博物館研究紀要』一〇号、一九九五年)。
- (15) 振り袖を普通の丈に縮める成人を意味する人生儀礼。
- (16) 大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)。
- (17) 「柏御殿御附女中惣帳」。
- (18) 松尾美恵子「江戸幕府女中分限帳について」(『学習院女子短期大学紀要』第三〇号、一九九二年)。
- (19) 嘉永二年に四七人に減じられたので、天保一〇年時点ではこれより多かったといえる。
- (20) 「暇」をどういう意味で使用しているかが問題となるが、退職である「水の暇」とは、別の意味であることは言うまでもないが、宿下りでない休暇を指すと考えるのが妥当といえる。
- (21) 文久三年六月六日、前御簾中様(矩姫)付若年寄綾瀬から病気による暇願いが出された。その記事に付随された綾瀬の経歴より、丹羽家・高須家からの引移りであることがわかる。惣勤続年数一九年には、両家での奉公年数も加えられている(文久三年女中内密留)。
- (22) 「柏御殿御附女中惣帳」。
- (23) 矩姫が先の御簾中であったことから戻る必要もなかったといえる。茂徳夫妻は一橋家相続のため江戸へ下向する。
- (24) 『四谷塩町一丁目書長役徳兵衛日録』(東京都江戸東京博物館、二〇〇三年)。
- (25) 「女中向御宛行半減調」。
- (26) 明治以降、尾張において、慶勝と矩姫一家は新御殿に住まい、貞慎院と釧姫は東御殿をあてがわれた。また、利姫を鶴印、釧姫を宝印、道姫を福印、豊姫を寿印と記載することがある。
- (27) 齊荘側室やを。利姫・釧姫の生母に当たる。
- (28) 「女中御改革調」二。
- (29) 同前。
- (30) 「慶応三年御本殿女中御入城御暇ニ付御手当被下方 女同様并御簾中様御附女中御暇ニ付御手当被下方 明治二巳年御一新御人減ニ付御手当被下方」一巻」。
- (31) 長野ひろ子前掲論文。
- (32) 「女中御改革調」一。
- (33) 「女中御改革調」二。
- (34) 「東御屋敷御暇女中下宿留」。
- (35) 部屋方は元来、上級女中が召し使う又者を指すが、この場合は貞慎院の部屋という意味にとれる。

(36) 「貞慎院様御逝去一巻」。

(37) 長野ひろ子前掲論文。一橋家では明治六年に後扶持の支給がうち切られた。

尾張家では明治四年一月東京移住に伴い、尾張在住の比丘尼の後扶持が廃止された。(女中取扱留)。

(38) 家斉女浴姫付は五三人、末姫付は五〇人である(「清華閣襍編」甲集十、国

立国会図書館蔵)。

(39) 津山松平家に養子にいった斉民に幕府より付けられた女中は二〇人である。(「天保六年分限帳」津山郷土博物館)。

(40) 浅見雅男『華族たちの近代』(一九九九年、NTT出版)。